

第1回 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和4年3月3日(木) 14:00~15:25
場 所	保土ヶ谷区役所本館地下1階 地下会議室
出席者	【選定委員】荒川委員、小石川委員、左近委員、志村委員(オンライン参加※)、鈴木委員、高橋委員、羽根委員、濱走委員、樋口委員、渡辺委員 ※集合・オンライン会議形式を併用
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者:1名) ※議題2以降は非公開
議 題	1 会議の公開・非公開(案)について 2 選定スケジュール(案)について 3 選定の進め方(案)について 4 評価基準項目(案)について 5 評価の最低制限基準(案)について 6 公募要項(案)について
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長に小石川委員を選出。 ・職務代理者には、鈴木委員を指名。 ・本委員会は議題2以降を非公開、第2回選定委員会は「各団体からのプレゼンテーション、質疑応答」以降を非公開と決定。 ・選定スケジュールを決定。 ・評価基準項目を決定。 ・評価の最低制限基準を決定。 ・公募要項等を決定。 ・選定の進め方を決定。
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 自己紹介、定足数確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員10人中10人出席。半数以上の出席により、本委員会は成立。 <p>3 要綱等の確認</p> <p>4 委員長及び職務代理者の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の互選により、委員長に小石川委員を選出。 ・職務代理者は委員長により、鈴木委員を指名。 <p>5 議題</p> <p>(1) 議題1 会議の公開・非公開(案)について</p> <p>事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回選定委員会の議題2「選定スケジュール(案)について」以降、及び第2回選定委員会の「各団体からのプレゼンテーション、質疑応答」以降を非公開とする。 <p>[質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委 員：委員会での質疑応答については公開しないのか。 ・事務局：後日、議事録をウェブページに公開する。

(以降、非公開)

(2) 議題2 選定スケジュール(案)について【非公開】

事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。

- ・公募期間は令和4年3月16日から5月6日までとする。
- ・公募期間内に応募説明会、公募要項に関する質問受付、質問への回答を実施する。
- ・第2回選定委員会は8月4日に実施。応募法人数が6団体を超える場合は2日間に分けて、8月9日に第2回目を実施する。

[質疑応答]

- ・委員：応募説明会での説明は事務局が行うのか。
- ・事務局：事務局が行う。
- ・委員：応募説明会の内容は委員に知らされるか。
- ・事務局：応募説明会は公募要項等の内容を説明する機会のため、本選定委員会での議事内容の範囲となる。
説明会で参加者から質問があった場合は、応募者の公平性を期すため、質問受付期間に質問をお寄せいただくよう案内し、後日ウェブページで回答を公開する。

(3) 議題3 選定の進め方(案)について【非公開】

事務局の提案を審議。

本議題は議題4、5、6の説明、審議後に審議し決定することとする。

[質疑応答]

- ・委員：第2回選定委員会のプレゼンテーションの際に、現在、地域とケアプラザが協力して行っている事業に、指定管理者となった場合には協力してくれるか応募法人に質問をしてもよいか。
- ・事務局：地域で行っている取組について、引き続き支援が可能か、法人としてどのように考えているか等を質問してもよい。
- ・委員：質問はプレゼンテーション時に限られているか。応募説明会の時に、事務局から説明してもらうことは可能か。
- ・事務局：応募説明会には、実際に応募する法人全てが参加するわけではないため、第2回選定委員会のプレゼンテーションの際に質問するのがよいと考えている。
- ・委員：保土ヶ谷地域ケアプラザの特徴や業務の説明後、本議題に移るのはいかがか。
- ・事務局：議題3については、議題4から議題6の審議終了後に審議、決定することはいかがか。(委員長・委員一同承認)
- ・委員：応募法人数を、委員へ報告してもらうことは可能か。
- ・事務局：公募期間終了後、伝えることはできる。

(4) 議題4 評価基準項目(案)について【非公開】

事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。

- ・全体で 285 点満点とし、各項目を 5 段階評価で採点する。

[質疑応答]

- ・委員：係数に基準はあるか。
- ・事務局：案は、横浜市標準と同様としている。各項目のうち、特に重要な項目は配点が高くなっており、配点に合わせた係数となっている。変更は可能。
- ・委員：係数や配点の変更はいつまでに決める必要があるのか。
- ・事務局：本委員会にて変更が可能。
- ・委員：評価基準項目は公募要項にも掲載されるか。
- ・事務局：公募要項に掲載される。
- ・委員：応募法人は、評価基準項目 1 つ 1 つに対して計画を作成し、提出するのか。
- ・事務局：その通り。応募書類にある事業計画書の記載項目が評価基準項目と一致している。

(5) 議題 5 評価の最低制限基準（案）について【非公開】

事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。

- ・最低制限基準は出席している選定委員の評価点数合計の 60%とする。
- ・応募団体が 1 団体のみの場合、その評価が最低制限基準を満たしていれば指定管理者の候補者として選定する。
- ・応募団体の評価が最低制限基準に満たなかった場合には、再公募を行う。

[質疑応答]

- ・委員：再公募は何回行うか。
- ・事務局：指定候補者が決定するまで行う。

(6) 議題 6 公募要項（案）について【非公開】

事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。

詳細の最終確認は委員長に一任とした。

[質疑応答]

- ・委員：複合施設に入る法人は判明しているか。
- ・事務局：現時点では判明していない。
- ・委員：「共同事業体の結成に関する協定書」とはどのような場合に提出される書類か。
- ・事務局：複数法人が共同してケアプラザを運営する場合に提出する書類。各法人の業務上の強みをケアプラザの運営に活かすために共同事業体という形態をとることがある。

(7) 議題 3 選定の進め方（案）について【非公開】

事務局の提案を審議し、事務局案のとおり決定した。

- ・選定にあたっては、応募書類及び第 2 回選定委員会で実施するプレゼンテーションの内容によって総合的に審査する。
- ・選定委員のうち財務に関する有識者は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有す

	<p>るものとする。財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同点1位の団体が複数発生した場合は、以下の順で指定管理者の候補者を決定する。 <ol style="list-style-type: none"> ①採点で最も高い得点をつけた委員が多かった団体 ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体 ③小項目で満点が多かった団体 ④委員長を含む出席委員による投票 ⑤委員長を除く出席委員による投票 ・第2回選定委員会後、応募者に対して速やかに結果を通知する。また、区のウェブサイトに掲載し公表する。 <p>[質疑応答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員：第2回選定委員会にあたり、事前の打合せを行うのか。 ・事務局：第2回選定委員会の際に選定の進め方について打合せを行うことは可能。 <p>6 その他（事務局より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録は、区のウェブサイトに掲載する。 ・守秘義務と応募団体への接触の制限について確認。
資 料	<p>資料1 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）</p> <p>資料3 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料4 横浜市保土ヶ谷区における地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料5 会議の公開・非公開について（案）</p> <p>資料6 選定スケジュール（案）</p> <p>資料7 選定の進め方について（案）</p> <p>資料8 評価基準項目について（案）</p> <p>資料9 評価の最低制限基準について（案）</p> <p>資料10 地域ケアプラザ基礎情報、公募要項の大項目</p> <p>資料11 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者公募要項、応募書類（案）</p>